

むつ市ファミリー・サポート・センター 利用料金の助成について

むつ市ファミリー・サポート・センターを利用した方で、下記のいずれかにあてはまる世帯の方は、利用料の一部助成を受けることができます。

<利用助成の対象となる世帯>

- ・生活保護世帯
- ・市町村民税非課税世帯
- ・ひとり親家庭等医療費支給世帯

<申請方法>

ファミリー・サポート・センターを利用したあとに、下記の必要なものを持参のうえ、市子ども家庭課窓口へ申請してください。

<申請に必要なもの>

- ①むつ市ファミリー・サポート・センター利用助成金交付申請書（市窓口用意してあります）
- ②印鑑
- ③申請する利用日の「援助活動記録（おねがい会員用）」
- ④申請者（おねがい会員）の振込先の口座番号がわかるもの（通帳など）
- ⑤対象世帯であることがわかる書類（生活保護受給者証やひとり親家庭等医療費受給資格証）

※市町村民税非課税世帯の方は申請書をもとに確認できますので証明は不要ですが、利用した年にむつ市に転入された方などは、前住所地の課税証明書が必要となる場合があります。

<助成額>

- ・利用料の 1/2 を助成します（10 円未満切り捨て）。
- ・児童 1 人につき 1 ヶ月あたり 40 時間を上限とします。
- ・キャンセル料についても同様の対象とします。
- ・償還払いとなりますので、審査後、振込となります。
- ・利用した年度の翌年度の 4 月 30 日までに申請してください。

★わからないことがありましたら、下記担当課までお問い合わせください。

<担当>

むつ市子ども家庭課

[TEL: 0175-22-1111](tel:0175-22-1111)

（内線 2524）